

# 協力業者安全衛生遵守事項

## 1. 法令等の遵守

- (1) 貴社は、(第二次以下の専門工事業者も含む。以下同じ)は、労働安全衛生法(以下「安衛法」という)及び関係諸法に定められた業務及び当社の指示事項を遵守すると共に、安全で快適な職場づくりに協力し、作業員の安全と健康を確保するよう努めなければならない。
- (2) 賃金については、正しく計算し所定の期日までに確実に支払います。賃金不払い等の事故を絶対に起こしません。
- (3) 労災保険については、貴社が一括加入したときは、3日以内の休業補償費など災害補償上の使用者としての一切の責任を負います。又その手続上必要な場合、賃金台帳等の写しを提出します。

## 2. 安全管理一般

- (1) 貴社は、当社の災害防止についての必要な措置に協力しなければならない。
- (2) 貴社は、現場の災害防止のため責任者に対して協力し、その指示に従う。
- (3) 貴社は、作業員に対し常に安全作業を行うよう指導監督しなければならない。

## 3. 安全衛生管理体制

- (1) 作業主任者
  - ① 貴社は、作業員を安衛法第14条に定める業務に就業させる場合は、作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任し、「作業員名簿」により責任者に報告しなければならない。
  - ② 貴社は作業主任者に対し別に定める「作業主任者の一般職務」を遵守させなければならない
- (2) 安全ミーティング  
作業開始前若しくは適時安全ミーティングを開催させ、安全な作業方法及び手順を作業員に具体的に周知徹底させるとともに、KYK(危険予知活動)を実施させなければならない。
- (3) 特別教育  
協力会社は、安衛法第59条第3項に定める危険又は有害な業務については、その業務についての安全又は衛生のための特別教育を修了した労働者を就業させなければならない。

## 4. 就業制限

- (1) 安衛法第61条第1項及び第2項に定める業務については適格者を指名し、免許証又は修了証を提示して責任者の承認を受けなければならない。
- (2) 当該業務に従事中は、安衛法第61条第3項の定めにより免許証又は修了証を携帯していなければならない。
- (3) 貴社は、中高年齢者、重度の成人病所見者、身体障害者等特に配慮を必要とする者の就業にあたっては、これらの者の心身の条件に応じた適正な配置に努めなければならない。

## 5. 健康管理

貴社は、常時使用する作業員に対し、雇人時及び定期的に健康診断を実施し、常に作業員の健康状態を具体的に把握し、適正配置に心掛けなければならない。(安衛則第43条、第44条)

## 6. 作業員の配置(次のような労働者は就業させません)

- (1) 指示命令に従わず勝手な行動を取る者。
- (2) 保護具の着用を忌避し、または安全上の指示に従わない者。
- (3) 酒気を帯びた者、もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼす恐れのある者
- (4) 災害頻発者
- (5) 故意又は重大な過失により災害を発生させた者
- (6) 心身に欠陥があり、作業に従事する事が不適切と思われる者。

## 7. 安全作業基準

- (1) 保護具・工具
  - ① 作業員の使用する保護具・工具等を常に点検整備する
  - ② 作業員に対し保護帽、安全帯等法令に定められた保護具を必ず着用させ、その正しい使用方法を作業員に徹底させなければならない。(安全靴の着用等)
- (2) 荷上げ、荷おろし作業  
荷上げ、荷おろし作業を行う場合、運転、信号、合図、玉掛け等について正しい作業方法で行わす。
- (3) 玉掛け作業
  - ① 吊り上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛け作業については、技能講習修了者を就かす。
  - ② 吊り上げ荷重が1トン未満のクレーン等の玉掛け作業については、特別教育修了者を就かす。

## 8. 労働環境

- (1) 整理整頓  
常に自己の作業場所を整頓して作業を行い、毎日の作業終了後不要材、発生残材及び機械、工具、備品等を当社の指定する場所に集積又は格納して整理しなければならない。
- (2) 交通災害の防止  
現場の交通災害防止について特に留意し、作業員等に対して適切な教育をしなければならない。

## 9. その他

- (1) 朝礼への参加  
現場で開催する朝礼には当日就業する作業員全員を参加させる。
- (2) 規律の維持  
発注者、近隣家屋、軌道、公共施設、通行人及び現場内の他業者に迷惑を及ぼさないよう作業員の作業規律の維持に留意し、監督の責任を負わなければならない。